

平成23年 産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会 参考人質疑 開催状況報告

(平成23年10月26日)  
 質問者 公明党 吉井 透 委員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>○ 社長の説明責任について                      (吉井委員)                      本日はお忙しい中、北電の関係者の皆様に出席いただいたことに感謝をいたします。質問がいくつか重なる点があったり、社長へのご質問が多くなったりしておりますけれども、どうかよろしく願いいたします。</p> <p>まず、北電が設置された三者委員会の報告で、北電の会社ぐるみの、いわゆるやらせ問題が改めて浮き彫りになったところであり、極めて遺憾であると考えます。このことをまず申し上げておきます。以下うかがってまいります。社長の説明責任ということについて、お聞きをしたいと思っております。</p> <p>9月7日の参考人質疑の際には社長に出席をいただけませんでした。その際に社長も調査される側であり、悪い影響を与えてはいけない、第三者委員会で結論がでてからの話と副社長が答弁をされていらっしゃるんですが、これを受けると、今回の参考人招致にはすぐに応じていただけるものと、私は理解をしておりました。ところが再三の要請でやっと了承されたということで、どちらかというと道議会で説明することには否定的だったという印象を受けております。</p> <p>道議会は道民の代表が集まって議論をする場であり、ここでの説明がまずは道民への説明責任を果たすことになると考えております。当初公開の場での参考人招致を拒否された理由、その後それを覆されて出席を決められた理由、そもそも、今回のことでの道民への説明責任をどのように考えていらっしゃるのかということについて社長にお伺いします。</p> <p>(吉井委員)                      部長から答弁をいただきましたが、公益企業ということで考えますと、機微に触れるというような言い方をされましたが、大体は皆さんに公開をしていただくことのほうが、たぶん公益企業としては理にかなうということが多いのではないかと考えております。</p> <p>あらためて今のことについて、社長からお話を伺いたいと思っております。</p> <p>(吉井委員)                      今のお話は目処が立ったということでもありますけれども、これは途中経過であっても、お話をいただくことのほうが道民の信頼に関わるというか、利するというように私は思いますが、再度、これで終わりますけれども、再度社長のお考えをお伺いします。</p> <p>○調査報告の受け止めについて                      (吉井委員)                      次に行きますが、三者委員会の調査結果などについて伺っていきます。</p> <p>重なりますが、三者委員会からの報告書でご意見を伺う会をはじめ、国や道が開催したシンポジウムなどにおいて、調査されたすべての機会において北電の組織的な関与が認定されております。プルサーマル計画を推進することに邁進するあまり、企業倫理が問われる対応がな</p>	<p>(平野総務部長)                      ただいま、委員から社長出席の拒否うんぬんのご指摘がありましたので、ご説明いたします。当初本委員会に出席するための調整にあたりました私がお答えするということです。当初、当社は、当初から本委員会についての出席の意思があることをお伝えしておりました。ただし、出席した場合には、道内のエネルギー事情でありますとか、電力の安定供給これに支障があった場合の産業界に与える影響、こういったところ、そういった影響などを考えると機微な内容に触れることもあるだろうということで、議会の非公開をお願いしたわけでありました。</p> <p>その後、非公開は難しい、かつ、今回第三者委員会の報告書ができました。その内容に対する見解と再発防止、加えて今回、2000年問題といいますが、平成12年の道民のご意見を聞く会ですね、これについて、3テーマに絞って報告することになりましたので、本日ご出席させていただいた次第であります。以上です。</p> <p>(佐藤社長)                      機微に触れるということで、道民にお話すべきだというお話ですけれども、これからストレステストがあったり、1、2号の再稼動の問題があったり、いろんな需給の逼迫した状況とかあるわけです。ですから、そういうことはちゃんとした議論をして、そのうえで対策を講じて、目処がたって、お話しなきゃならない、そうでないと、道民に不安を与えるだけになってしまうんですね。そういうことも含めてここでお話されることがあった場合に困るということで、お話したところです。以上です。</p> <p>(佐藤社長)                      あ、是非ですね、我々が持っているいろんな情報を、データがありますので、この委員会かどうかわかりませんが、そういう場を設けていただいて、是非我々もいろんな情報を提供して一緒に考えていただきたいと思っております。</p> <p>(佐藤社長)                      一ヶ月半に渡りまして、非常に精力的に第三者委員会の方は調査していただいたと思っております。我々の社員もそれなりに協力したつもりでございます。</p> <p>そこで得られたこと、そのことについて、やはり我々は反省すべき点は反省して、改善できるものについては改善をするとそういう形でこれからも道民の理解を得るように継続的に、これは、何かを決めればよいというこ</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>されたと言わざるを得ないと考えております。 今般の第三者委員会の報告について、北電のトップとして、どのように受け止めていらっしゃるのか、社長に見解を伺います。</p>	<p>とではなくて、これからきっと一生の課題ということになるんだと思いますけど、そういうつもりで信頼回復に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>○調査に対する北電の姿勢について (吉井委員) 第三者委員会の報告書では、ヒアリングの際に、北電の社員の大半が、知らない、わからない、3年前のことで記憶にないという回答に終始して、事実関係の究明は困難を極めたというふうにあります。 北電のトップとしてこの回答をどう受け止められているのか、また、北電として設置を決められた第三者委員会でありますから、北電トップとして、調査への全面協力を呼びかけるべきではないかと考えますが、そうしたことはされたのでしょうか。これも社長にお伺いします。</p>	<p>(高橋常務) 先ほどもお答えいたしましたけれども、調査開始の前に調査対象となる社員に対しまして、全面的に協力するよう、社長から指示をしております。 ヒアリングの聞き方としまして、メモとかメールひとつひとつを提示を受けて聞かれたということで、記憶があいまいなことが多く、そのため記憶がないというような回答になったと判断しております。このため、改めてヒアリング対象社員に対しまして、当時どのような行動をしたのか、思い起こして説明するようという指示をだしたところでございます。その指示によって、再度ヒアリングを申し出た社員もおりまして、そういった意味でも、協力をしてきたというふうに我々は判断しております。以上でございます。</p>
<p>○道から要請があったことについて (吉井委員) それでは、こうした曖昧な回答の一方で、道から反対派の主張を打ち消す意見がほしいという趣旨が、発言があった部分については、非常に対照的に鮮明になっているという印象を受けるわけですが、このことについて、北電トップとしては、どう受け止められているのでしょうか。</p>	<p>(高橋常務) 第三者委員会の報告書でそれが明らかになったということでございます。以上でございます。</p>
<p>(吉井委員) 今のことは社長にもお聞きをしたいことではありますが、時間がないということで、次にいきますが、北電は公益事業者として、道民に対して公正性と透明性を持った会社運営がなされなければならぬと考えております。こうした観点から、国や道、関係市町村との関係において、疑念をもたれるような行為、行動はあってはならないと考えます。国、道、市町村との対応のあり方について、今後具体的にどのような方針で臨まれるのか、見解を伺います。</p>	<p>(高橋常務) 今般、第三者委員会から詳細な事実認定とそれから原因分析、それから再発防止に向けたご提言をいただいております。そういったご提言の中に、国、道、市町村との関係についてのご提言もありましたので、私どもとしては、これらのご提言を踏まえまして、今後の行動基準を策定し、今後道民の皆さまの信頼回復に努めていきたいという風に考えております。以上でございます。</p>
<p>○不適切な行為の原因について (吉井委員) 泊3号機の増設にかかる対応の中で、同様な行為がなされており、平成12年、北電においては行動基準を定め、更には平成15年3月には、コンプライアンスの遵守強化を目的に、企業行動委員会を立ち上げて、コンプライアンス行動指針を制定し、その意識醸成に努めてきたと聞いておりますが、そのような取り組みがなされているにも関わらず、再び今回のような事態を招いた原因は、どこにあったとお考えでしょうか。見解を伺います。</p>	<p>(高橋常務) まさにコンプライアンス意識の強化の取り組み、これが、これまで取り組んできたわけですが、実際的には定着をしていなかったということ、深く反省しております。 今回、第三者委員会の報告書の原因分析のとおりであると受け止めておりまして、再発防止策のご提言に基づきまして、改めるべきものは改め、道民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>○再発防止について (吉井委員) 冒頭お話されたことの確認ということになるかと思いますが、再発防止について、そうしたことを踏まえて、北電において具体的にどのようなことを検討し、今後の再発防止に生かしていこうとするおつもりなのか、お伺いします。</p>	<p>(高橋常務) 冒頭、私のほうからご説明させていただいたとおりでございます。再発防止策といたしましては、ガバナンス強化と、コンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。 ガバナンス強化につきましては、電源立地部、それから泊にあります渉外課の組織の見直しでございます。いずれもコンプライアンスを主管する企業行動室、この目を通して牽制が働くような組織に変えていきたいとい</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
	<p>うふうに考えてございます。</p> <p>それから2点目につきましては、責任者のチェックに関わる問題でございます。不適切な行為が黙認された原因は、決裁を受けるべき者が決裁を受けずにあたかも確認決定されていたかのように電子メールで関係箇所に送付されていたことでございます。こういったことがないように、要所所でチェックが的確に行われるよう、規定を改正するというところでございます。それから、三つ目としまして、コンプライアンスの徹底でございます。具体的な、してはいいこと、悪いこと、具体的な行動基準を定めるということ、それから、コンプライアンスに関わる教育の強化、これらについて、今できることということで、この4点を早期に取り組んでまいります。今後とも継続して取り組んでいくことによりまして、道民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。</p>
<p>○プルサーマル計画の位置づけについて (吉井委員)</p> <p>続いてプルサーマルの計画の関係で伺います。国においては、プルサーマルの実施を含む核燃料サイクルについて、着実な推進を図ることとされてきた経緯があり、北電においてもその一環として、3号機でのプルサーマル導入に至ったと承知しておりますが、現在、国においては、核燃料サイクルのあり方そのものを見直す動きがある中において、プルサーマル計画の方針が変わることも十分想定されるものと考えております。</p> <p>こうした状況について、北電として、どのように受け止めどう対応されるおつもりがあるのか、見解を伺います。</p>	<p>(阪井理事原子力部長)</p> <p>プルサーマル計画についてのご質問について、お答えいたします。ご指摘のとおり、プルサーマル計画につきましては、国の原子力政策大綱の中でその推進を定められているところでございます。この政策に従って私ども、計画を進めてまいったところでございますが、ご承知のとおり原子力政策大綱は、およそ5年に一度見直しをかけることになっておりまして、現在、次の原子力政策大綱に向けて、国で議論がなされているところでございます。</p> <p>また、国家戦略室のエネルギー環境会議でもエネルギー政策について議論が進められているところでございますので、私ども事業者といたしましては、現時点ではそれらの動きを見守っていきたいと思っております。</p>
<p>○会見の意味について (吉井委員)</p> <p>先般の社長の記者会見では、プルサーマル計画について、3月11日の東日本大震災以降の原子力発電をとりまく情勢変化や、今回のこといわゆるやらせ問題もあるので、そういうことを踏まえ、今一度立ち止まって整理をしたいと述べられております。具体的にどのようなことを整理されるということなのか、これ、社長にお伺いしたいと思います。</p>	<p>(阪井理事原子力部長)</p> <p>整理の具体的な中身というご質問でございますが、現時点におきまして、MOX燃料の加工についてはまったく見通しがたたない、という状況でございます。また、今回の私たちの不適切な行為につきましても、私どもは道民のみなさんの信頼回復に努めていかなくてはならないところでございます。また、東日本大震災以降のいろいろな社会全体、原子力だけではなく、社会全体の影響もでございます。</p> <p>こういったことから、今一度立ち止まって整理をしていきたいということでございます。</p>
<p>○計画の凍結について (吉井委員)</p> <p>社長記者会見では、「東日本大震災以降の原子力発電所を取り巻く情勢変化も踏まえ、整理する」と言われておりますが、こうした発言からは、少なくとも、同じくMOX燃料を使用している、福島第一原発3号機事故の検証結果が出るまでは、プルサーマル計画は、凍結されるものと理解をしておりますが、この見解を伺います。</p>	<p>(阪井理事原子力部長)</p> <p>福島第一原子力発電所の3号機で実施してございましたプルサーマルの影響というご質問ですが、現時点におきまして発電所の施設外でプルトニウムが検出されたりしておりますけれども、明確なプルサーマルそのものの影響かどうかという点については、国についても明確な見解はないということでございます。原子力発電所を運転していればプルサーマルでなくてもプルトニウムが出てまいりますので、外部で検出されたプルトニウムが1号機から3号機のどれかということは難しいという見解でございます。私どもといたしましては現時点において国からもまだ福島については検証中でございますので、そのような位置づけかと思っております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>○道の第三者委員会への協力について (吉井委員) 道の第三者検証委員会への協力についてお伺いしますが、ご承知のとおり道の第三者検証委員会の初会合が昨日開かれ、今後、プルサーマル計画をめぐるやらせ問題などに関して、道の関与を中心とした調査が本格化するわけですが、この調査の過程で、北電に対して、必要な資料の提出など協力が求められることが予想されます。 北電として丁寧に適切な対応が求められると考えておりますが、この点についてどのように対応されるのか、見解を伺います。</p> <p>○電力事業者の制度について (吉井委員) 企業体質の関係で一連の不祥事について少し事業のあり方等についてお聞きをしたいと思います。この一連の不祥事について、発送電が一社独占の公益事業者として行われてきたことに問題の根本があるのではないかとこの声も聞かれております。 そこで、この一連の不祥事を招いた北電として今後の電力事業のあり方などについても伺ってまいりたいと思っております。 一般の民間企業はコストを下げることによって収益を上げる努力をしております。北電のような電力事業者はコストに報酬部分として3%上乗せしたものが電気料金の総額、すなわち収益になる制度と承知をしております。コスト部分には放射性廃棄物、一般的にはごみと考えられるものではないかと思いますが、これも含まれていると聞いております。つまりコストをかければかけるほど収益が上がるといふ、役員の給与も高いほうがよいという制度であるというふうに考えておりますが、これは国が決めている制度でありまして、これまでの経済成長に資する部分はたくさんあったと思いますが、民間企業との違いは相当大きく、時代に合わなくなってきているものではないかと考えます。一連の不祥事は顧客でもある道民や地域企業の日線からはずれて国策に追随する一方である、この社内の体質に問題があったのではないのでしょうか。これらの制度について北海道のリーディング企業としても、道民などの利益も念頭に、国などに対して提言をしようという体質が望まれていると考えております。 こうした電力事業者の制度についてどのような見解をお持ちなのかお伺いします。</p>	<p>(高橋常務取締役) 当社の調査については、当社の設置した第三者委員会が実施しているということですので、事実関係につきましては第三者委員会にご確認をいただくということになるかと思いますが、当社といたしまして協力できるものについては、協力してまいりたいというふうと考えております。以上でございます。</p> <p>(佐々木企画部総合計画グループリーダー) ただ今のご質問につきましては、幅広い観点から、また多くの面からですね、お話が必要なものと考えてございます。従いまして一言で申し上げるといふことは難しい質問と考えてございます。こちらにつきましては弊社で資料をご用意した上で皆様にご説明したいというふうと考えてございます。</p>
<p>○発送電分離について (吉井委員) もう一点これからの電力供給のあり方という時に、まずはこの北電の発送電を分離し、さらには、将来的に、新たな参入企業も含めてそれぞれが経営の透明性を高めつつ不断に経営努力を行う、電力市場の競争原理が求められているというふうにも考えております。競争原理が導入されることにより受益者である住民や地域企業にとっては、選択肢が増えることや電気料金の軽減など、さまざまなメリットを享受することが可能になるものと考えます。発送電分離の必要性の声が国や専門家の間でも聞かれておりますが、現在、北海道の電力供給を一手に担う北電に対しては、道民の信頼を回復するためにもこのような取り組みの先頭に立つ姿勢が求められていると思いますが、これについてどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いします。</p>	<p>(佐々木企画部総合計画グループリーダー) こちらの質問につきましても先ほどと同じように弊社で資料を用意させていただいて丁寧に説明させていただきたいと思っております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>○信頼回復の取組について (吉井委員)</p> <p>これで最後ですが、信頼回復の取組についてお伺いします。一連のいわゆるやらせ問題を始めとした北電の対応については、道民に電力を供給している公益企業としての自覚が足りなかったと強く指摘をせざるを得ません。よほどの努力を行わない限りは道民の不信の念を取り払うことは出来ないものと考えます。北電として自戒をこめる意味で信頼回復に向けた具体的な取組について道民に対して明示することも必要なことと考えますが、どのように対応されようとしているのか、これについてお伺いします。</p>	<p>(高橋常務取締役)</p> <p>今回の不適切な行為に至った原因、これは第三者委員会からの指摘のとおり、社内におけるガバナンスの不足、それからコンプライアンス意識の不足によるものだと思います。第三者委員会から報告をいただいた資料にあるとおり、今回の行為に至りました原因、それから報告にあるご提言、これらを踏まえて再発防止策を具体的に確立いたしまして速やかに組織や規範の見直しなどに取り組みたいと考えております。またそれを今後の事業活動に反映させていきたいと考えております。これらの対策で十分とは考えておりませんで、今回の問題を風化させることなく社内に意識を定着させていくためには、今後、継続的な取組が重要と考えておりまして、道民の皆様への信頼回復に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。</p>